

令和5年度  
緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練  
実施要領



*One heart*

～ あの教訓を、  
今、そして未来に、繋げたい ～

主 催

総務省消防庁

緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会

(岩手県宮古地区開催)



## 目 次

第1	本部運営訓練	1
第2	部隊参集訓練	5
第3	部隊運用訓練	7
第4	後方支援活動訓練	12
第5	燃料補給訓練	15
第6	映像配信訓練	16
第7	情報通信訓練	17
第8	無線通信	18
第9	訓練全体統一事項	19
第10	訓練終了式	21
別添1-1	本部運営訓練会場（岩手県庁） （宮古地区広域行政組合消防本部）	
別添1-2	本部運営訓練会場（宮古港フェリーターミナル）	
別添1-3	応援要請・情報伝達基本フロー図	
別添2-1	部隊参集訓練（通過ポイント）会場全体図	
別添2-2	部隊参集訓練（通過ポイント）会場（東北自動車道 各サービスエリア）	
別添2-3	部隊参集訓練（通過ポイント）会場（久慈広域連合洋野消防署）	
別添2-4	部隊参集訓練（通過ポイント）会場（岩手県消防学校）	
別添2-5	部隊参集訓練（通過ポイント）会場（五右衛門ヶ原運動場）	
別添2-6	部隊参集訓練（通過ポイント）会場（道の駅 三滝堂）	
別添3-1	部隊運用訓練会場全体図	
別添3-2	部隊運用訓練会場（小本川水門）	
別添3-3	部隊運用訓練会場（船越公園）	
別添3-4	部隊運用訓練会場（山田消防署）	
別添3-5	部隊運用訓練会場（リバーパークにいさと湯ったり館周辺）	
別添3-6	部隊運用訓練会場（三王団地）	
別添3-7	部隊運用訓練会場（田老野球場周辺）	
別添3-8	部隊運用訓練会場（宮古港藤原埠頭）	
別添3-9	部隊運用訓練会場（久慈国家石油備蓄基地）	
別添3-10	部隊運用訓練進行指示及び活動情報伝達フロー	

- 別添 3 - 11 傷病者現示カード
- 別添 3 - 12 処置タグ
- 別添 3 - 13 仮想病院（山田町消防団第 4 分団屯所）
- 別添 3 - 14 仮想病院（宮古消防署新里分署）
- 別添 3 - 15 仮想病院（宮古市消防団第 29 分団屯所）
- 別添 3 - 16 仮想病院（宮古市地域創生センター）
- 別添 3 - 17 待機場所（宮古港藤原埠頭）
- 別添 3 - 18 待機場所（久慈国家石油備蓄基地）
- 別添 3 - 19 サイレン吹鳴区間（宮古港藤原埠頭）
- 別添 3 - 20 サイレン吹鳴区間（久慈国家石油備蓄基地）
- 別添 4 - 1 後方支援活動訓練（グリーンピア三陸みやこ）
- 別添 4 - 2 緊急消防援助隊活動報告（日報）
- 別添 5 燃料補給訓練（グリーンピア三陸みやこ）
- 別添 6 映像配信訓練タイムスケジュール
- 別添 7 通信体制図
- 別添 8 - 1 訓練表示
- 別添 8 - 2 来賓駐車場
- 別添 8 - 3 訓練後検証票
- 別添 9 訓練終了式会場図

## 第1 本部運営訓練

### 1 訓練の主眼

- (1) 岩手県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）、指揮本部及び指揮支援本部を設置し、岩手県内消防応援隊（以下「県内応援隊」という。）及び緊急消防援助隊の応援要請を含めた岩手県及び被災地の受援体制の強化を図る。
- (2) 指揮支援部隊による部隊及び道県大隊の運用に関する調整力の向上を図る。
- (3) 防災関係機関との相互調整及び連携能力の向上を図る。

### 2 日時

図上訓練	令和5年11月18日（土）	8時30分から12時30分まで
実動訓練①	令和5年11月18日（土）	8時30分から18時30分まで
実動訓練②	令和5年11月19日（日）	8時30分から12時00分まで

### 3 場所

- (1) 災害対策本部及び調整本部設置・運営訓練
  - ア 図上訓練 「岩手県庁」【別添1-1】  
《盛岡市内丸10番1号》
  - イ 実動訓練② 「宮古港フェリーターミナル」【別添1-2】  
《宮古市磯鶏第4地割114番地1》
- (2) 指揮本部及び指揮支援本部設置・運営訓練
  - ア 図上訓練、実動訓練① 「宮古地区広域行政組合消防本部」【別添1-1】  
《宮古市五月町2番1号》
  - イ 実動訓練② 「宮古港フェリーターミナル」【別添1-2】  
《宮古市磯鶏第4地割114番地1》

### 4 統一事項

- (1) 図上訓練
  - ア ブラインド型の図上訓練とし、仮想の災害状況が随時付与されるロールプレイング方式で実施する。
  - イ 緊急消防援助隊動態情報システム（以下「動態情報システム」という。）について、あらかじめシナリオに基づき作成したキャプチャーを利用する。
  - ウ 部隊参集訓練及び部隊運用訓練とは、連携しないものとする。
  - エ 応援要請は、「応援要請・情報伝達基本フロー図」【別添1-3】のとおり行うものとする。
- (2) 実動訓練①
  - ア 指揮支援本部において指揮支援隊は、部隊参集訓練及び部隊運用訓練と連携し、主に緊急消防援助隊の活動管理を行う。
  - イ 動態情報システムを最大限に活用し、各隊と連携して情報共有を行う。

## 実施要領

### 第1 本部運営訓練

---

#### (3) 実動訓練②

- ア 調整本部において統括指揮支援隊は、部隊運用訓練と連携して指揮支援部隊を統括し、主に緊急消防援助隊の活動調整を行う。
- イ 指揮支援本部において指揮支援隊は、部隊運用訓練と連携し、主に緊急消防援助隊の活動管理を行う。
- ウ 動態情報システムを最大限に活用し、各隊と連携して情報共有を行う。

## 5 災害対策本部及び調整本部

### (1) 参加機関

#### ア 図上訓練

- (ア) 岩手県（ヘリコプター等運用調整班（以下「ヘリ運調班」という。）含む。）
- (イ) 防衛省 陸上自衛隊
- (ウ) 防衛省 航空自衛隊
- (エ) 国土交通省 東北地方整備局
- (オ) 国土交通省 海上保安庁
- (カ) 岩手県警察本部
- (キ) 岩手DMA T
- (ク) 仙台市消防局（緊急消防援助隊統括指揮支援隊）
- (ケ) 盛岡地区広域消防組合消防本部（以下「盛岡地区消防本部」という。）  
（岩手県代表消防本部）
- (コ) 宮古地区広域行政組合消防本部（以下「宮古地区消防本部」という。）  
（被災地消防本部）

#### イ 実動訓練②

- (ア) 岩手県（ヘリ運調班含む。）
- (イ) 岩手DMA T
- (ウ) 仙台市消防局（緊急消防援助隊統括指揮支援隊）
- (エ) 盛岡地区消防本部（岩手県代表消防本部）

### (2) 統括指揮支援隊の指定

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（以下「要請要綱」という。）に基づき、指定順位第1位の仙台市消防局を統括指揮支援隊とする。

### (3) 基本的な流れ

#### ア 図上訓練

- (ア) 岩手県災害対策本部を設置
- (イ) 被災状況、岩手県が行う災害対策の各種情報の集約及び整理
- (ウ) 応援等要請に関する手続き
- (エ) 受援体制の構築（県庁内に調整本部を設置）
- (オ) 統括指揮支援隊の受け入れ調整
- (カ) 緊急消防援助隊等に対する部隊配置等の活動調整
- (キ) ヘリ運調班との連絡及び活動調整

- (ク) 防災関係機関との連絡及び活動調整
- イ 実動訓練②
  - (ア) 緊急消防援助隊等に対する部隊配置等の活動調整
  - (イ) ヘリ運調班との連絡及び活動調整
  - (ウ) 防災関係機関との連絡及び活動調整
- (4) 訓練終了
  - ア 図上訓練
    - 12時00分から、その場にて検証会を実施し、12時30分に訓練を終了とする。
  - イ 実動訓練②
    - 12時00分に訓練終了とする。その後、訓練終了式に参加する。

## 6 指揮本部及び指揮支援本部

- (1) 参加機関
  - ア 図上訓練
    - (ア) 宮古地区消防本部
    - (イ) 札幌市消防局（緊急消防援助隊指揮支援隊）
    - (ウ) 盛岡地区消防本部（県内応援隊応援調整）
  - イ 実動訓練①
    - (ア) 宮古地区消防本部
    - (イ) 新潟市消防局（緊急消防援助隊指揮支援隊）
    - (ウ) 盛岡地区消防本部（県内応援隊応援調整）
  - ウ 実動訓練②
    - (ア) 宮古地区消防本部
    - (イ) 札幌市消防局（緊急消防援助隊指揮支援隊）
    - (ウ) 新潟市消防局（緊急消防援助隊指揮支援隊）
    - (エ) 盛岡地区消防本部（県内応援隊応援調整）
- (2) 指揮支援隊等の指定
  - 指揮支援隊は、要請要綱に基づき、図上訓練は札幌市消防局、実動訓練①は新潟市消防局、実動訓練②は震災対応訓練（北部想定）を札幌市消防局、震災対応訓練（南部想定）を新潟市消防局とし、県内応援隊の応援調整担当として盛岡地区消防本部とする。
- (3) 指揮支援本部長の指名
  - 指揮支援本部長は、図上訓練は札幌市消防局指揮支援隊長、実動訓練①は新潟市消防局指揮支援隊長、実動訓練②は札幌市消防局指揮支援隊長及び新潟市消防局指揮支援隊長とする。
- (4) 基本的な流れ
  - ア 図上訓練
    - (ア) 指揮本部及び指揮支援本部
      - a 宮古地区被災により宮古地区消防本部に指揮本部を設置

## 実施要領

### 第1 本部運営訓練

---

- b 被害状況の収集及び整理と消防力の優劣判断
- c 県内応援隊の要請検討及び手続き
- d 緊急消防援助隊の要請検討及び手続き
- e 受援体制の構築（宮古地区消防本部内に指揮支援本部を設置）
- f 受援活動の実施（情報共有、引継ぎ、連携等）
- g 緊急消防援助隊等に対する部隊配置等の活動調整

#### （イ）訓練終了

12時00分からその場にて検証会を実施し、12時30分に訓練を終了とする。

#### イ 実動訓練①、②

##### （ア）指揮本部及び指揮支援本部

- a 部隊参集訓練及び部隊運用訓練に関する情報収集、活動状況の把握等
- b 指揮支援隊による活動管理

#### （イ）訓練終了

実動訓練①は、18時00分からその場で検証会を実施し、終了後グリーンピア三陸みやこへ移動する。

実動訓練②は、12時00分に訓練終了とし、訓練終了式に参加する。

## 7 訓練の評価等

- (1) 訓練終了後、各訓練会場で検証会を実施する。
- (2) 参加者は訓練参加者、訓練検討員、評価者及び訓練運営員とする。
- (3) 進行は訓練運営員が行う。
- (4) 評価者は実行委員会事務局があらかじめ指名する。
- (5) 評価者は評価表に基づき評価する。



## 第2 部隊参集訓練

### 1 訓練の主眼

- (1) 事前に進出拠点を示さず、より実災害に近い訓練を実施する。
- (2) 調整本部等（仮想）からの連絡に基づいて、近年新設された三陸沿岸道路及び宮古盛岡道路などの活用を含め、適切な進出ルートを検討、決定することで、進出時における判断能力の向上を図る。
- (3) 動態情報システム等を活用して連絡体制を確立し、後続隊等と確実な情報共有を図る。

### 2 日時

令和5年11月18日（土） 8時30分から15時30分まで

### 3 統一事項

- (1) 本災害は、要請要綱別表A-2、区分Ⅱによる第1次出動都道府県（青森県、秋田県、宮城県、山形県）大隊、及び出動準備都道府県のうち、出動可能な道県（北海道、福島県、新潟県）大隊等に対し消防庁長官から出動の求めがなされたものとする。
- (2) 部隊参集訓練は、本部運営訓練（実動訓練①）とリンクするものとする。
- (3) 進出拠点については、部隊参集訓練開始後に、消防庁等から各県統合機動部隊及び道県大隊等に対して、動態情報システム等により付与する。
- (4) 参集する隊は、次に示す通過ポイント及び通過時間を踏まえ、事前に隊ごとに進出スケジュールを作成し、進出すること。なお、通過時間前に通過ポイントに到着した場合には、通過時間に合わせて通過ポイントから進出すること。**【別添2-1】～【別添2-6】**

参加道県	通過ポイント	通過時間	
		統合機動部隊	道県大隊等
北海道	久慈広域連合洋野消防署 (洋野町種市第23地割86-1)	/	11時40分
青森県	東北自動車道岩手山SA(上り)	9時40分	10時10分
秋田県	東北自動車道紫波SA(下り)	10時35分	11時05分
宮城県	道の駅三滝堂(登米市)	9時50分	/
	五右衛門ヶ原運動場(気仙沼市)	/	10時30分
山形県	東北自動車道前沢SA(下り)	10時25分	10時55分
福島県	東北自動車道紫波SA(下り)	/	11時30分
新潟県	岩手県消防学校 (矢巾町医大通二丁目2-1)	/	12時00分

- (5) 進出拠点周辺には、給油施設がないことから通過ポイント等で給油のうえ進出すること。

## 実施要領

### 第2 部隊参集訓練

---

#### 4 進出拠点到着後の統合機動部隊長及び各道県大隊長等の任務

- (1) 統合機動部隊長及び道県大隊長等は、進出拠点到着後、訓練運営員に隊名及び規模について報告する。
- (2) 統合機動部隊長及び道県大隊長等は、応援先や任務等の情報提供を受ける。
- (3) 統合機動部隊長は、後続の県大隊に対して、訓練運営員から受けた情報を伝達する。

#### 5 動態情報システム等の活用における留意点

情報収集及び共有は、動態情報システムを常時活用すること。

### 第3 部隊運用訓練

#### 1 訓練の主眼

- (1) 同時多発的に発生した災害をブラインド型訓練で実施することにより、緊急消防援助隊の指揮能力及び活動能力の強化を図る。
- (2) 災害現場における通信体制及び情報共有体制を構築するとともに、関係機関との連携強化を図る。
- (3) 二次災害防止のため、活動中止の基準を定める必要がある状況等を付与し、安全管理体制の強化を図る。

#### 2 日時

- (1) 令和5年11月18日（土） 9時40分から18時30分まで
- (2) 令和5年11月19日（日） 8時30分から12時00分まで

#### 3 訓練場所 【別添3-1】～【別添3-9】

- (1) 「小本川水門」 岩泉町小本
- (2) 「船越公園」 山田町船越第7地割
- (3) 「山田消防署」 山田町飯岡第1地割21番地4
- (4) 「リバーパークにいさと湯ったり館周辺」 宮古市茂市第8地割53番地
- (5) 「三王団地」 宮古市田老 三王団地
- (6) 「田老野球場周辺」 宮古市田老2丁目3番1号 他
- (7) 「宮古港藤原埠頭」 宮古市磯鶏第4地割 他
- (8) 「久慈国家石油備蓄基地」 久慈市夏井町閉伊口第8地割105番地2

#### 4 統一事項

- (1) 事前に訓練内容の細部を提示しないブラインド型訓練とする。ただし、訓練の進行上必要な部分に関しては、あらかじめオープンとする。  
また、関係機関に対しては原則被害状況、活動内容等をあらかじめオープンとする。
- (2) 訓練進行に係る指示及び活動情報伝達は、「部隊運用訓練進行指示及び活動情報伝達フロー」【別添3-10】のとおりとし、各訓練現場に配置する訓練運営員により進行統制を行う場合があること。
- (3) 複数の道県大隊が同一現場で活動する場合は、指揮支援隊長が統括道県大隊長を指名すること。
- (4) 関係機関との情報共有や活動調整等のために、各訓練現場にそれぞれ現地合同調整所を設置し、関係機関と密接な連携を図ること。
- (5) 工作物、車両等の破壊活動を行う場合は、現示内容及び訓練運営員の指示に従うこと。
- (6) 構造物に対し統一的な活動標示（マーキング）を行うこと。ただし、既存建物等において制約がある場合は、訓練運営員の指示に従うこと。

## 実施要領

### 第3 部隊運用訓練

---

- (7) 道県大隊長等は、長時間の活動が見込まれる場合には、隊員の休憩や部隊交代等（活動隊の時間毎の切替えを含む。）を考慮すること。
- (8) 救急活動は以下のとおりとする。
- ア 各消防本部が所属するメディカルコントロール協議会で定めるプロトコールに従い実施すること。
- イ トリアージタグ及び各救急資機材は、各道県隊が所有するものを使用すること。
- ウ トリアージタグにナンバーを記載する際、既に各救急隊でナンバーを記載している場合は、二重線で削除すること。
- エ 傷病者を搬送する際は、必ず傷病者通過ゾーンを経由してから応急救護所に搬送すること。
- オ 応急救護所からの搬送先医療機関の選定は、救急現場指揮所で訓練運営員から指示を受けること。
- カ 搬送救急隊は、医療機関収容時に各消防本部で使用している引継ぎ書等に必要事項を記載し、搬送先医療機関医師に申し送ること。
- キ 傷病者の観察は実災害同様に行うこと。ただし、次の制限を設ける。
- (ア) ファーストトリアージは、START方式とする。
- (イ) 傷病者は生体又はダミー人形とする。
- (ウ) 傷病者（生体）の観察及びバイタルサインの測定は実測とする。ただし、演技できない循環等に関しては、実測と違う設定のみ傷病者役等が口頭等で付与する。
- (エ) 傷病者（ダミー）の初期バイタルサインはNo.1 傷病者現示カード【別添3-11】で現示する。
- (オ) 救護所内に搬送された傷病者（ダミー・生体）のバイタルサインはNo.2 傷病者現示カード【別添3-11】または傷病者が口頭で付与する。
- (カ) 医療チームによる医療行為に伴う容態変化等への対応については、コントローラーが口頭で付与する。
- (キ) 容態変化がある場合、変化後のバイタルサインを必ずトリアージタグに記載すること。
- (ク) 外傷はテープ（開放創は赤色、打撲痕等は青色、毒劇物剤の付着は黄色）で表示する。
- (ケ) 痛覚刺激を与える場合は、傷病者に触れず、動作のみとし「痛み刺激」と発声すること。
- (コ) 女性傷病者（生体）の観察については、肩より中枢側及び膝より中枢側の触診、脱衣させての視診及び聴診は行わないこと。
- (サ) 傷病者（生体）の着衣の切断及び脱衣は行わないこと。
- (シ) 傷病者に侵襲を与える気道確保、静脈路確保、薬剤投与及び酸素投与を実施する際は「みなし」とし、実施した処置がある場合、事前に配布してある「処置タグ」【別添3-12】をNo.2 傷病者現示カード【別添3-11】の下部へ取付け、その旨を必ずトリアージタグに記載すること。

(ス) バックボード等を装着している傷病者を医療機関へ搬送する場合、搬送救急隊は、医療機関へ搬送後、バックボード等を回収し、救護所まで返却すること。

なお、返却したバックボード等については、訓練想定内で有効な活用を行うこと。

(セ) 訓練終了後、各救急隊は、自隊のバックボード等を回収すること。

(ソ) 処置によるタイムラグは下記のとおりとし、該当する処置を行った際は処置時間が経過した後に次の処置又は活動に移行すること。

処置内容	処置時間
静脈路確保	3分間
アドレナリン投与	1分間
ブドウ糖投与	2本で2分間
気管挿管	5分間（LT等は2分間）
酸素投与	0分間
その他の処置	実際に実施した時間

(9) 搬送先仮想病院

ア 原則として、赤タグの傷病者のみ仮想病院に搬送すること。ただし、訓練の進行状況により黄タグの傷病者を搬送することがある。

イ 仮想病院への救急搬送時はサイレンを使用しない普通走行とし、赤色警光灯のみを点灯させること。

ウ 仮想病院は、次のとおりとする。

(ア) 織笠病院【仮称】 【別添3-13】

山田町消防団第4分団屯所 《山田町織笠第12地割55番1》

(イ) 新里病院【仮称】 【別添3-14】

宮古消防署新里分署 《宮古市茂市第2地割112番地1》

(ウ) 田老病院【仮称】 【別添3-15】

宮古市消防団第29分団屯所 《宮古市田老字小林70番地2》

(エ) 創生病院【仮称】 【別添3-16】

宮古市地域創生センター 《宮古市神林3番1号》

**5 訓練進行**

(1) 待機【別添3-17】【別添3-18】

1日目の待機場所は部隊参集訓練における各進出拠点とし、2日目の訓練は、下記のとおり待機を完了させ、待機場所の訓練運営員の指示に従うこと。

訓練種目	待機場所	待機完了時間
震災対応訓練（宮古市）	宮古港藤原埠頭消防部隊待機場所	7：00
震災対応訓練（久慈市）	久慈国家石油備蓄基地消防部隊待機場所	8：00

(2) 出動

出動車両はサイレン吹鳴区間で赤色警光灯、前照灯の点灯及びサイレンを

## 実施要領

### 第3 部隊運用訓練

---

吹鳴する。到着後は、サイレンを停止し赤色警光灯を点灯させるものとする。

#### 【別添3-19】【別添3-20】

※サイレン吹鳴は、2日目の訓練会場へ出動する部隊のみとする。

#### (3) 部署

駐車エリアを指定する訓練においては、訓練運営員の指示により駐車エリア内に部署すること。ただし、エリア内の部署位置については、事後の活動を考慮すること。

#### (4) 活動

各活動隊は、訓練会場の訓練運営員から状況付与を受け、現示状況と合わせて活動を開始すること。

#### (5) 訓練終了

各訓練会場により訓練終了時間は異なるが、次に掲げる場合は訓練終了とする。

ア 訓練進行統制員から訓練終了の指示があったとき。

イ 訓練会場における要救助者をすべて救出し、搬送が完了したとき。

ウ 訓練会場における災害が終息したとき。

エ あらかじめ設定している訓練終了時間になったとき。

#### (6) 撤収

各道県大隊長等及び県内応援隊の長は、訓練運営員の指示により、各隊へ撤収作業を実施させること。

#### (7) その他

訓練進行統制員は、各訓練の活動状況により必要に応じて、大隊長等と調整しながら進行統制を行う。

## 6 安全管理

(1) 転落防止等の自己確保の設定を確実に行うこと。

(2) 長時間の訓練となることから、隊長は隊員の疲労等を考慮し活動すること。

(3) 要救助者の救出の際は、安全な救出活動に配慮し、搬送の際は、ストレッチャー等の転倒等に注意すること。

(4) 安全管理員又は訓練運営員が活動危険と判断した場合には、訓練を一時中断する。

## 7 訓練巡視

#### (1) 日時

令和5年11月18日(土) 17時30分から18時00分まで

#### (2) 巡視者

ア 総務省消防庁幹部

イ 岩手県知事

ウ 宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長

(3) 先導は推進協議会(岩手県)が行い、訓練説明等は岩手県実行委員会が対

応する。

- (4) 訓練参加部隊は、活動を中断することなく訓練を継続すること。

## 8 訓練の振り返り

- (1) 訓練終了後、各訓練会場でミーティング形式により振り返りを行う。
- (2) 参加者は各道県大隊等指揮隊、県内応援隊指揮隊等及び訓練参加関係機関代表者とする。
- (3) 進行は、訓練進行統制員が行う。

## 実施要領

### 第4 後方支援活動訓練

---

#### 第4 後方支援活動訓練

##### 1 訓練の主眼

- (1) 受援側は、進出拠点及び宿営場所等の受け入れ体制の構築を図るとともに、応援側は、限られたスペース、施設等を有効に活用し、効率的な後方支援活動を行うことにより、自己完結能力の向上を図る。
- (2) 食事及び衛生面の運用管理等は、大隊単位で一体的かつ効率的に行うことにより、連携強化及び後方支援活動の省力化を図る。
- (3) 各大隊が連携して実施することが望ましいと判断される項目は、関係大隊で協議、調整し、各大隊の枠を超えて一体的な訓練を行うことにより、長期継続可能な後方支援活動の基盤形成を図る。

##### 2 日時

令和5年11月18日（土） 12時00分から

令和5年11月19日（日） 9時00分まで

##### 3 場所 【別添4-1】

「グリーンピア三陸みやこ」 宮古市田老字向新田 148 番地

##### 4 訓練内容

###### (1) 給食訓練

ア 給食訓練は自己完結型とし、生じるごみは持ち帰ること。

イ 給食エリアは、訓練運営員により指定された場所に設定すること。

###### (2) 宿営訓練

屋内多目的アリーナ及び体育館内でベッド等を使用する際は、床面の損傷防止のためグラウンドシートを敷く等の措置を講じること。

###### (3) 活動調整会議

ア 令和5年11月18日（土）20時00分から、拠点機能形成車を使用し実施する。

イ 出席者は、指揮支援隊長、各道県大隊長等及び県内応援隊の代表とする。

ウ 各道県大隊等、県内応援隊は、活動調整会議終了後、必要に応じ道県大隊等ミーティングを実施すること。

###### (4) 緊急消防援助隊活動報告（日報） 【別添4-2】

ア 道県大隊長等は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報を作成し、活動調整会議終了後、指揮支援隊長に対して報告する。

イ 指揮支援隊長は、道県大隊長等から報告された活動日報を取りまとめ、訓練運営員に提出する。



## 5 激励巡視

- (1) 日時  
令和5年11月18日（土） 18時30分から19時00分まで
- (2) 巡視者
  - ア 総務省消防庁幹部
  - イ 岩手県知事
  - ウ 宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長
- (3) 要領
  - ア 各道県大隊長等、県内応援隊の代表は、訓練運営員が指定する場所に集合し、巡視者の到着を出迎える。なお、大隊長等が不在の場合は、後方支援中隊長等代理の者が行う。
  - イ 各道県大隊長等、県内応援隊の代表は、巡視者の到着を出迎えた後は、その列に加わることなく、指定する場所で待機し、巡視者が巡回してきたら自隊の案内をする。
  - ウ 活動中の隊員は整列することなく、後方支援活動訓練を継続すること。
  - エ 巡視者からの質問に対しては、節度を持って対応すること。

## 6 統一事項

- (1) 後方支援中隊長は、後方支援活動訓練会場で受付をすること。
- (2) 参加車両は、訓練運営員の指示に従い駐車すること。
- (3) 原則、各道県大隊等、県内応援隊で自己完結型とする。
- (4) 宿営訓練は、消防庁無償使用車両（拠点機能形成車及び支援車Ⅰ型）を有効かつ実践的に活用すること。
- (5) 屋内多目的アリーナ及び体育館は、土足厳禁とすることから、内履きに履き替え、外履きは自己管理すること。
- (6) 女性隊員の宿営など道県の枠を超えて実施することが望ましいと判断される項目については、事前に協議の上、実施方法を決定する。

## 7 留意事項

- (1) テントを設営する際は、ペグの打ち込みは不可のため、重量物等で固定すること。
- (2) 直接地面に影響を及ぼす裸火の使用は厳禁とする。
- (3) 喫煙については、指定された場所のみとする。
- (4) 既存施設のトイレは使用可能とするが、混雑等によりさらに必要と判断される場合は、各隊所有の簡易トイレを設置して対応すること。
- (5) 既存施設トイレにトイレットペーパーはないので、各自持参すること。
- (6) 後方支援会場における部隊運用訓練参加部隊以外の部隊の最終退場時間は、19日9時00分とする。
- (7) 後方支援会場における発電機等の使用制限時間は、18日22時00分から19日5時00分までとする。

## 実施要領

### 第5 燃料補給訓練

---

#### 第5 燃料補給訓練

##### 1 訓練の主眼

大規模災害時に民間業者の協力を得て、速やかに補給体制の構築を図る。

##### 2 日時

令和5年11月18日（土） 12時00分から18時00分まで

##### 3 場所

- (1) グリーンピア三陸みやこ 西側駐車場【別添5】
- (2) 調整本部または指揮支援本部等から指定された場所

##### 4 統一事項

- (1) グリーンピア三陸みやこの指定した場所に民間業者の移動タンク貯蔵所を配置する。
- (2) 油種は軽油のみとし、車両に直接給油は行わず金属製携行缶への詰め替えのみとする。なお、給油量は事前に指定した数量とする。
- (3) 携行缶は、危険物保安技術協会の認定マークがあるものとし、各消防本部で準備すること。
- (4) 給油については、現金精算による給油のみとし、精算方法については、各訓練会場内に精算ブースを設置し、訓練参加消防本部（局）単位での精算を行うものとする。
- (5) 領収書の後日再発行には対応できかねることから、給油量、領収書等はその場で十分確認すること。

##### 5 遵守事項

- (1) 危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防法令のほか、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」（平成25年10月3日付け消防災第364号・消防危第171号通知）において示される「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」を遵守すること。
- (2) 金属製携行缶の運搬・車両への補給時には、危険物の漏洩に厳重に注意し、安全管理を徹底すること。

## 第6 映像配信訓練

### 1 訓練の主眼

可搬型衛星地球局（V S A T）、ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）、無線中継車及び無人航空機（ドローン）を活用し、消防庁、調整本部、指揮支援本部等に対して映像配信を実施することで、情報共有体制の強化を図る。

### 2 日時

- (1) 令和5年11月18日（土） 12時30分から18時30分まで
- (2) 令和5年11月19日（日） 8時30分から12時00分まで

### 3 訓練項目

- (1) 1日目 震災対応訓練（船越公園）
- (2) 1日目 震災対応訓練（山田消防署）
- (3) 1日目 震災対応訓練（湯ったり館周辺）
- (4) 1日目 震災対応訓練（田老野球場周辺）
- (5) 2日目 震災対応訓練（宮古港藤原埠頭）

### 4 統一事項

「映像配信訓練タイムスケジュール」【別添6】のとおり、あらかじめ参加部隊及び時間を指定する。

## 実施要領

### 第7 情報通信訓練

---

#### 第7 情報通信訓練

##### 1 訓練の主眼

- (1) 公衆通信網の断絶を想定し、通信支援小隊、衛星電話、基地局折り返し機能等を活用して通信連絡体制の確立、運用体制の確保を行う。
- (2) ビデオカメラ、可搬型端末（i P a d）等を使用して、被災状況及び活動状況を動画で記録、消防庁へ送信することで、情報共有体制の強化を図る。

##### 2 日時

令和5年11月18日（土） 8時30分から

令和5年11月19日（日） 12時30分まで

##### 3 訓練項目

- (1) 1日目 震災対応訓練（船越公園）
- (2) 1日目 震災対応訓練（山田消防署）
- (3) 1日目 震災対応訓練（湯ったり館周辺）
- (4) 1日目 震災対応訓練（田老野球場周辺）
- (5) 2日目 震災対応訓練（宮古港藤原埠頭）
- (6) 2日目 震災対応訓練（久慈国家石油備蓄基地）

##### 4 統一事項

各道県大隊等は、次の内容を適宜適切に動画及び静止画に記録すること。

- (1) 集結場所、進出拠点及び進出時の状況
- (2) 災害現場における活動状況
- (3) 宿営場所における活動状況

## 第8 無線通信

### 1 時刻統一・無線交信テスト

- (1) 日時  
令和5年11月19日（日）7時30分から8時00分まで
- (2) 場所  
「宮古港藤原埠頭」 宮古市磯鶏4地割
- (3) 訓練運営本部と指揮支援部隊長、指揮支援隊長、道県大隊長の交信とする。
- (4) 使用チャンネルは統制波1とする。
- (5) 交信順  
指揮支援部隊長 ⇒ 指揮支援隊長 ⇒ 道県大隊長

### 2 優先事項

- (1) 第1位 訓練時の事故に関する通信（至急報）
- (2) 第2位 訓練出動指令に関する通信
- (3) 第3位 訓練活動報告に関する通信
- (4) 第4位 その他訓練に関する通信

### 3 統一事項

- (1) 通信体制は、「通信体制図」【別添7】を基本とする。ただし、無線の輻輳により通信に混乱が生じる等、不測の事態には柔軟に対応すること。
- (2) 各隊の携帯電話は、動態情報システム可搬型端末付属の携帯電話及び各消防本部（局）の公用携帯電話を使用すること。
- (3) 各種特定小電力トランシーバーで使用するチャンネルについては、1～5チャンネルを訓練運営側が使用するため、訓練参加隊等が同トランシーバーを使用する場合は、別チャンネルを使用すること。

## 実施要領

### 第9 訓練全体統一事項

---

#### 第9 訓練全体統一事項

##### 1 基本事項

- (1) 事故が発生した場合は次により対応すること。
  - ア 事故の種別を問わず、下記の岩手県実行委員会事務局へ速やかに報告すること。
  - イ 事故後の処置等については、原則各道県大隊等、各県内応援隊で対応することとし、岩手県実行委員会事務局と協議すること。
- (2) 訓練会場内での車両移動は、訓練運営員の指示に従うとともに、事故防止に十分配慮すること。
- (3) 訓練参加時における貴重品の管理は各自実施するとともに、駐車中の車両及び資機材の管理についても徹底すること。
- (4) 感染症に対する基本的感染対策については、病原体の感染経路等を踏まえた対策を必要に応じて講じることとする。

令和5年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会  
岩手県実行委員会事務局（宮古地区広域行政組合消防本部消防課内）  
〒027-0072 岩手県宮古市五月町2番1号  
TEL 0193-77-5191 FAX 0193-71-1251  
Email:kinenbloc-2023@fire.miyako.iwate.jp

##### 2 訓練参加部隊の表示

- (1) 緊急消防援助隊の車両は、平成17年4月12日付消防震第18号「緊急消防援助隊出動車両用マグネットの送付について」により、各消防本部（局）に配布されているマグネットシートを貼付し掲示するとともに、落下、紛失防止に努めること。
- (2) 訓練参加車両は、「訓練」表示（A4サイズ）【別添8-1】を運転の支障にならず、かつ視認しやすい位置に掲示し、訓練に参加すること。

##### 3 服装

- (1) 本部運営訓練  
災害対応時と同様の装備とする。
- (2) 部隊参集訓練及び部隊運用訓練  
災害対応時と同様の装備とする。
- (3) 後方支援活動訓練  
各道県大隊等の指定によるものとする。ただし、激励巡視の参列者の服装については、活動服、略帽（アポロキャップ）、編上げ靴等とする。

##### 4 来賓受付等

- (1) 日時  
令和5年11月19日（日） 7時15分から

- (2) 場所  
宮古港藤原埠頭 宮古市磯鶏第4地割
- (3) 駐車場  
来賓用駐車場【別添8-2】を指定する。  
この場合において、後日送付する駐車証を持参し、車両内に掲示のこと。

## 5 記録員の指定

- (1) 訓練エリア内で記録、撮影する場合は、各道県代表消防機関が実行委員会事務局に申告すること。なお、各道県5名以内とする。(次期開催県についてはこの限りではない。)
- (2) 訓練エリア内で記録、撮影を行う場合は、記録員であることがわかる腕章及び保安帽等を着用し、訓練運営員の指示に従うこと。

## 6 事後検証会

- (1) 日時  
令和6年1月中旬までに開催予定
- (2) 場所  
「岩手県庁」 盛岡市内丸10番1号
- (3) 参加者
  - ア 訓練参加隊代表者  
指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各道県大隊長等、県内応援隊の代表及び岩手県防災航空隊長
  - イ 訓練検討員及び訓練評価者
  - ウ 訓練運営員代表者  
緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会会長（岩手県復興防災部消防安全課総括課長）及び岩手県実行委員会委員長（宮古地区消防本部消防長）
- (4) 実施方法  
部隊運用訓練ごとに作成した「訓練後検証票」【別添8-3】に基づき、事後検証を実施する。

## 実施要領

### 第10 訓練終了式

---

#### 第10 訓練終了式

##### 1 日時

令和5年11月19日（日） 12時30分から13時00分まで

##### 2 場所 【別添9】

「宮古港藤原埠頭」 宮古市磯鶏第4地割

##### 3 進行

###### (1) 訓練参加者入場

###### (2) 次第

ア 開式

イ 黙とう

ウ 訓練終了報告

エ 講評

オ 挨拶

カ 終了宣言

キ 閉式

###### (3) 退場

##### 4 統一事項

###### (1) 服装

ア 消防機関は活動時の服装とする。

イ 参加関係機関は各機関で統一する。

###### (2) 整列

ア 整列場所は指定された場所とする。

イ 後方支援小隊は訓練終了式に参加しない。

ウ 指揮支援隊、各道県大隊、県内応援隊は、集合場所に12時20分までに終了式の隊形で集合し、運営員の指示により部隊ごとに駆け足で入場すること。

エ 関係機関は12時30分までに、終了式隊形図のとおり整列する。

###### (3) 消防機関の敬礼

ア 指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各道県大隊長及び県内応援隊の代表は挙手注目の敬礼とする。

イ 隊員は注目の敬礼とする。

ウ 旗手は旗の敬礼とする。

###### (4) 退場

終了後は指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各道県大隊長、県内応援隊の代表の指示により移動、解散とする。



### 本部運営訓練会場位置図

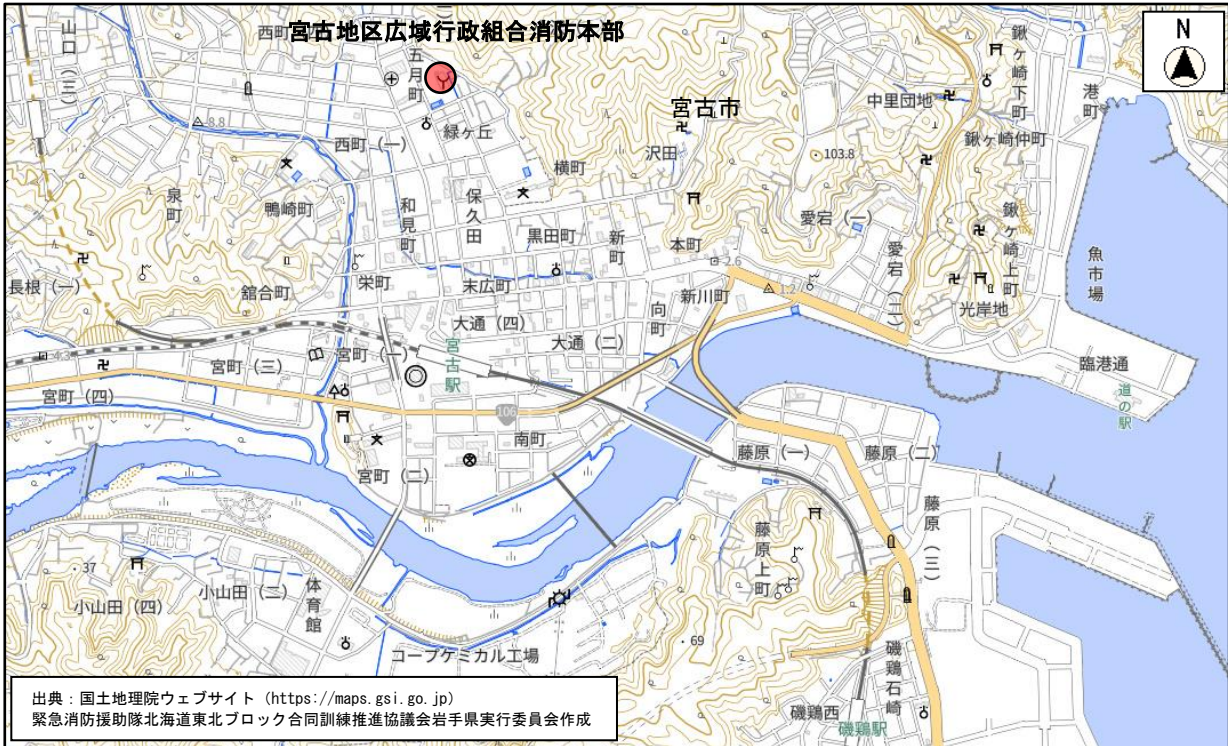
岩手県庁

【11月18日 岩手県災害対策本部及び消防応援活動調整本部設置・運営訓練】



宮古地区広域行政組合消防本部

【11月18日 宮古地区広域行政組合消防本部 指揮本部・指揮支援本部設置・運営訓練】



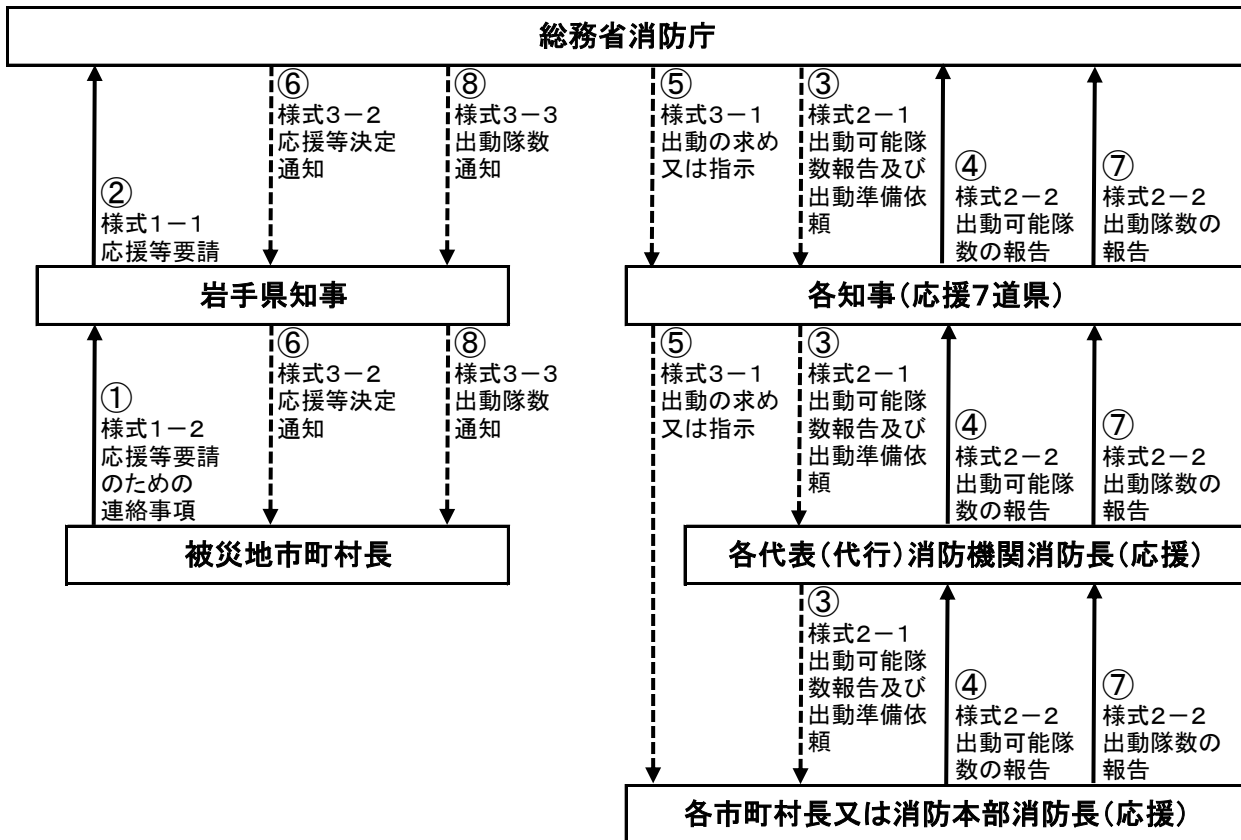
### 本部運営訓練会場位置図

宮古港フェリーターミナル

【11月19日 消防応援活動調整本部・指揮本部・指揮支援本部運営訓練】



## 応援要請・情報伝達基本フロー図



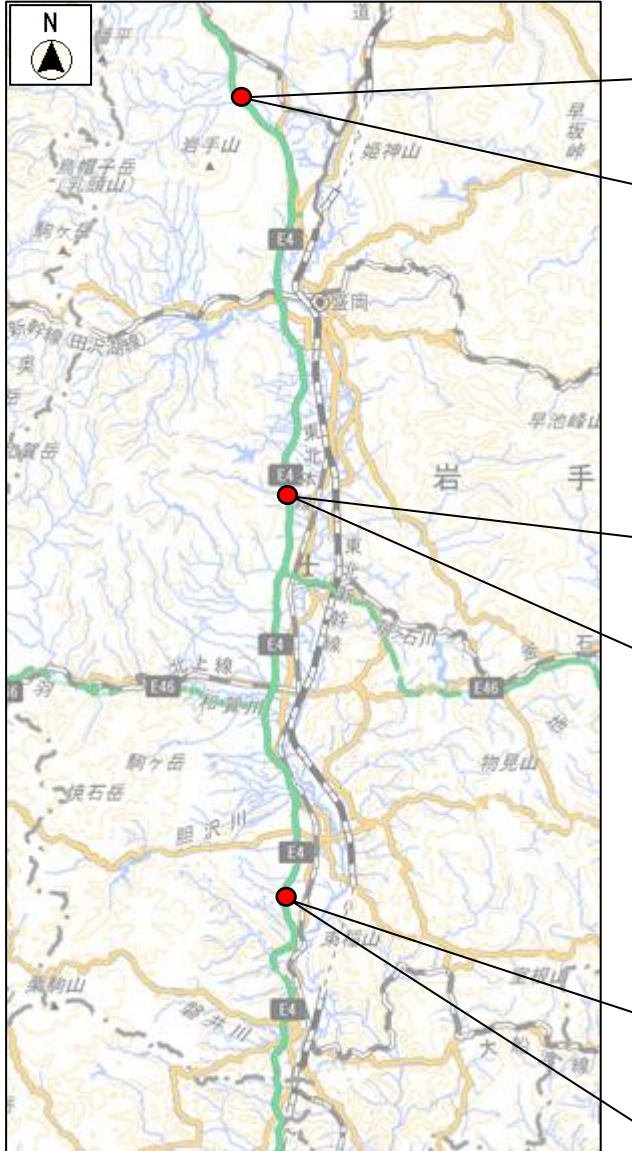
- ① 応援要請のための市町村長の連絡(要請要綱別記様式1-2)  
【被災地市町村長 → 岩手県知事】
- ② 緊急消防援助隊の応援等要請(要請要綱別記様式1-1)  
【岩手県知事 → 消防庁長官】
- ③ 出動可能隊数報告及び出動準備依頼(要請要綱別記様式2-1)  
【消防庁(広域応援室長) → 各知事(応援7道県) → 各代表(代行)消防機関消防長(応援)】
- ④ 出動可能隊数の報告(要請要綱別記様式2-2)  
【各代表(代行)消防機関消防長(応援) → 各知事(応援7道県) → 消防庁(広域応援室長)】
- ⑤ 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(要請要綱別記様式3-1)  
【消防庁長官 → 各知事(応援7道県) → 応援地市町村長】
- ⑥ 応援等決定通知(要請要綱別記様式3-2)  
【消防庁長官 → 岩手県知事 → 被災地市町村長】
- ⑦ 出動隊数の報告(要請要綱別記様式2-2)  
【各代表(代行)消防機関消防長(応援) → 応援知事(7道県) → 消防庁(広域応援室)】
- ⑧ 出動隊数通知(要請要綱別記様式3-3)  
【消防庁長官 → 岩手県知事 → 被災地市町村長】

### 部隊参集訓練(通過ポイント)会場全体図

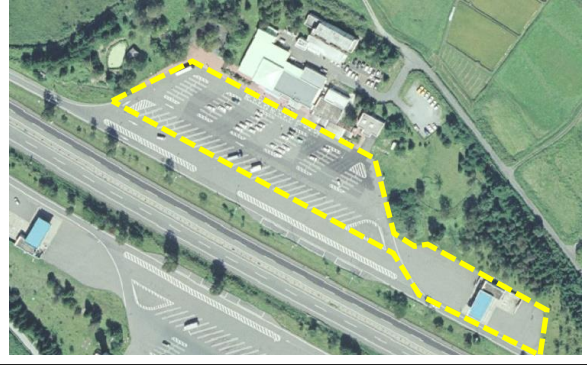


### 部隊参集訓練(通過ポイント)会場位置図

#### 【東北自動車道 各サービスエリア】



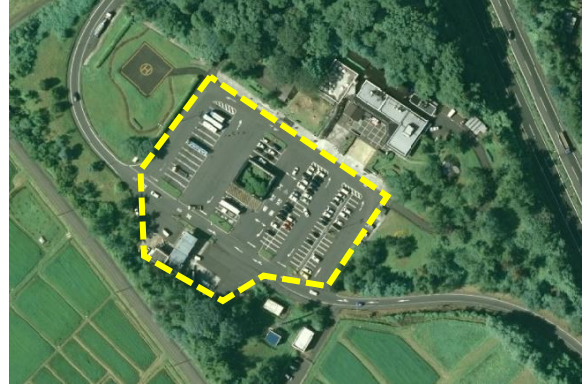
岩手山サービスエリア (上り)



紫波サービスエリア (下り)



前沢サービスエリア (下り)



出典：国土地理院WEBサイト(<https://maps.gsi.go.jp>)  
緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会岩手県実行委員会作成

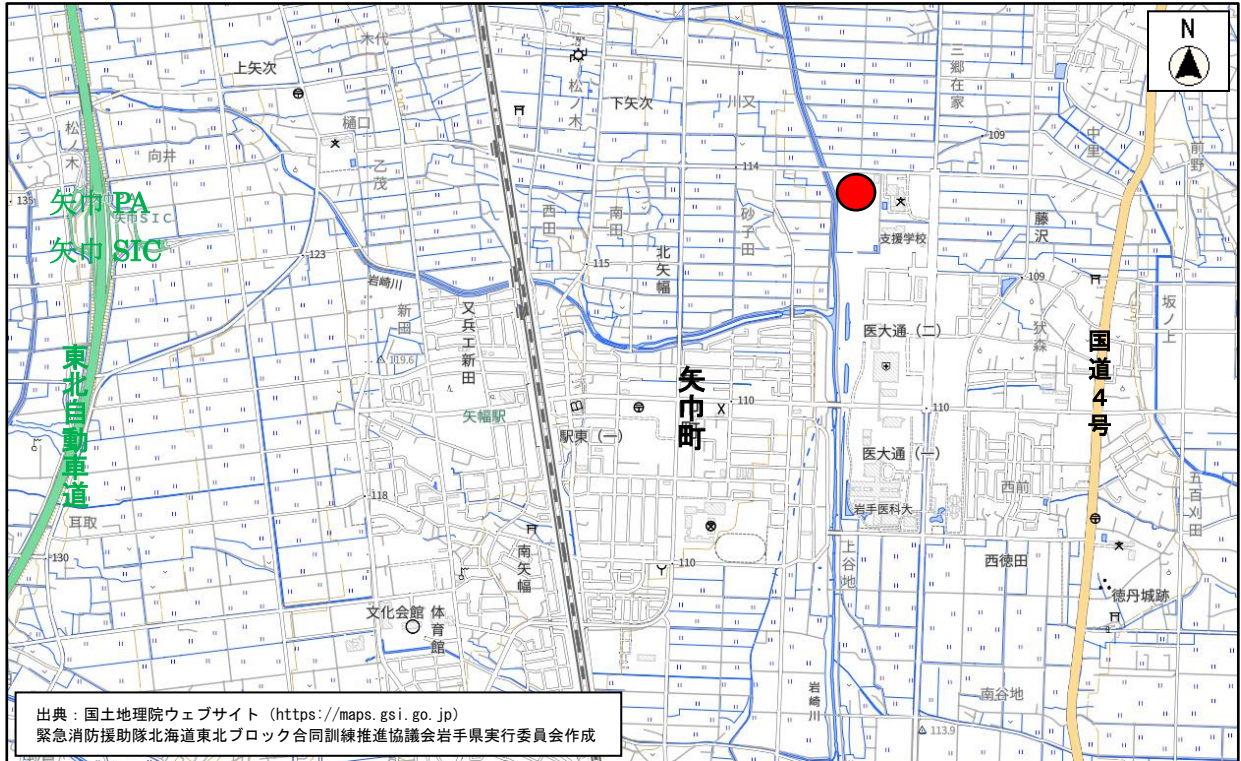
### 部隊参集訓練(通過ポイント)会場位置図

#### 【久慈広域連合洋野消防署】



### 参集訓練(通過ポイント)会場位置図

#### 【岩手県消防学校】



### 参集訓練(通過ポイント)会場位置図

#### 【五右衛門ヶ原運動場】





### 参集訓練(通過ポイント)会場位置図

#### 【道の駅 三滝堂】

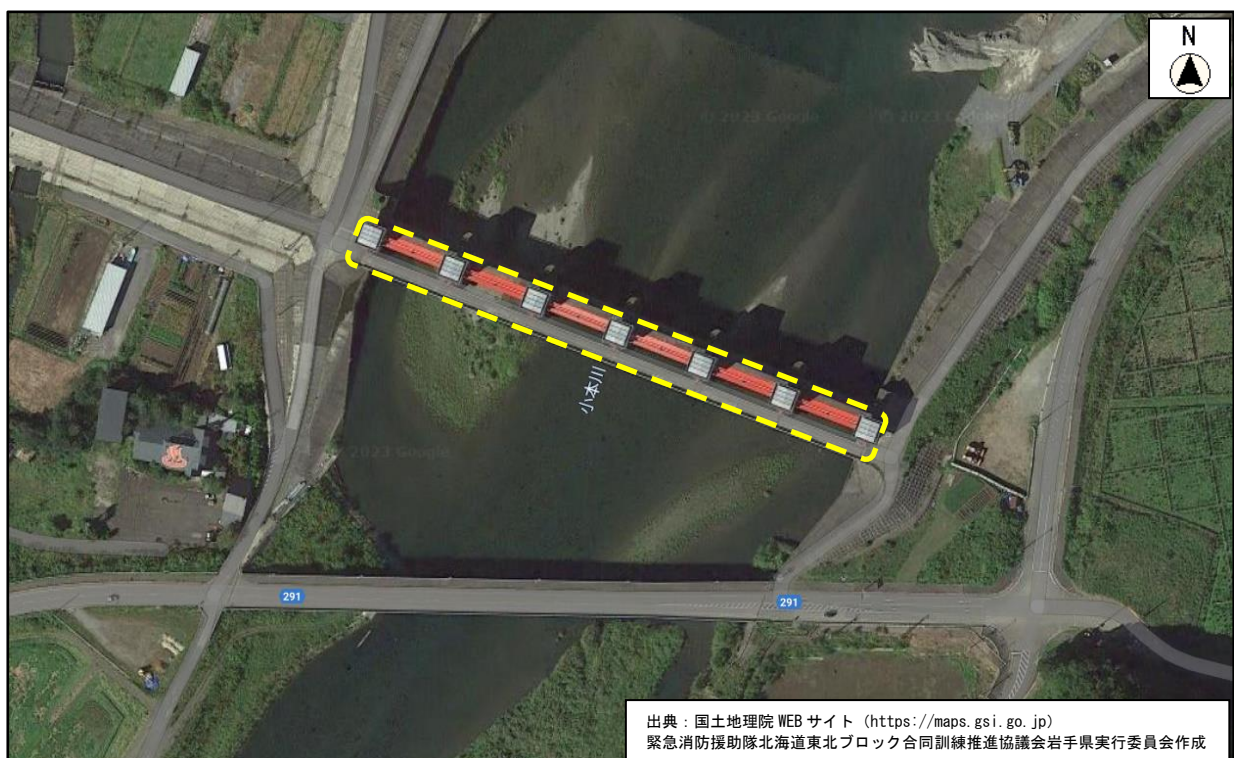


### 部隊運用訓練会場全体図



### 部隊運用訓練会場位置図

【11月18日 小本川水門】



### 部隊運用訓練会場位置図

【11月18日 船越公園】



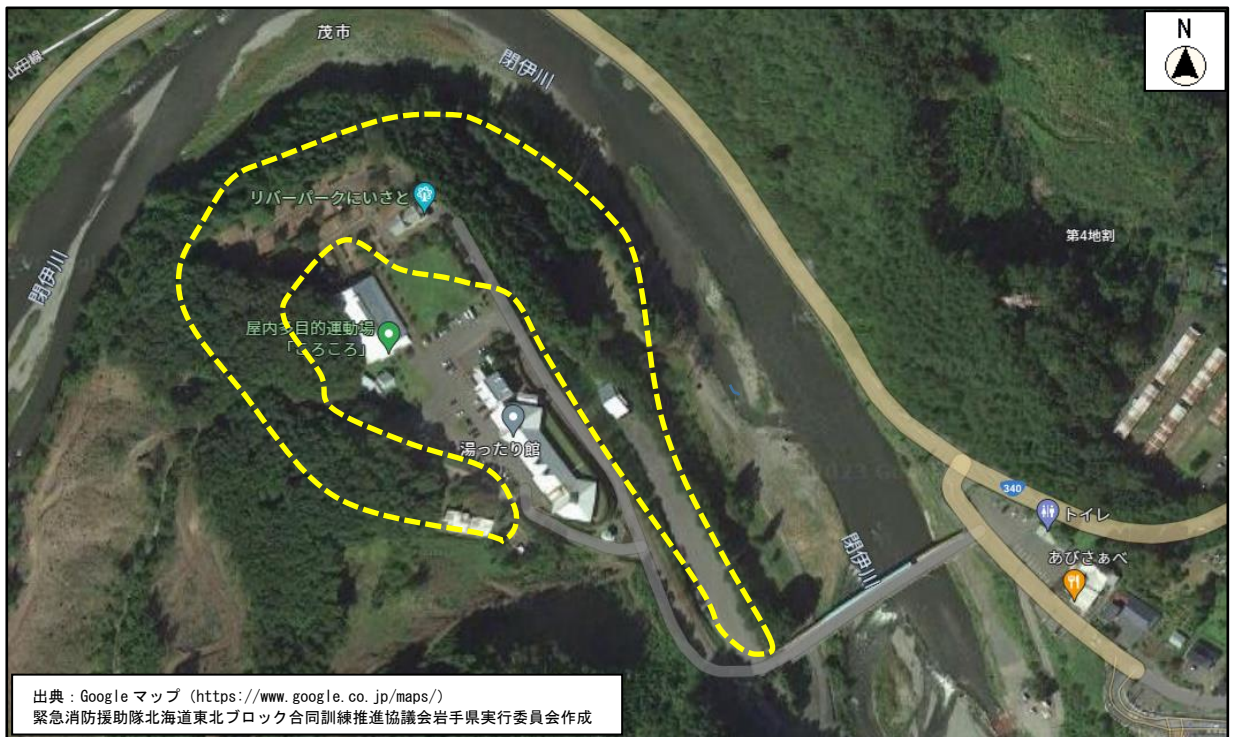
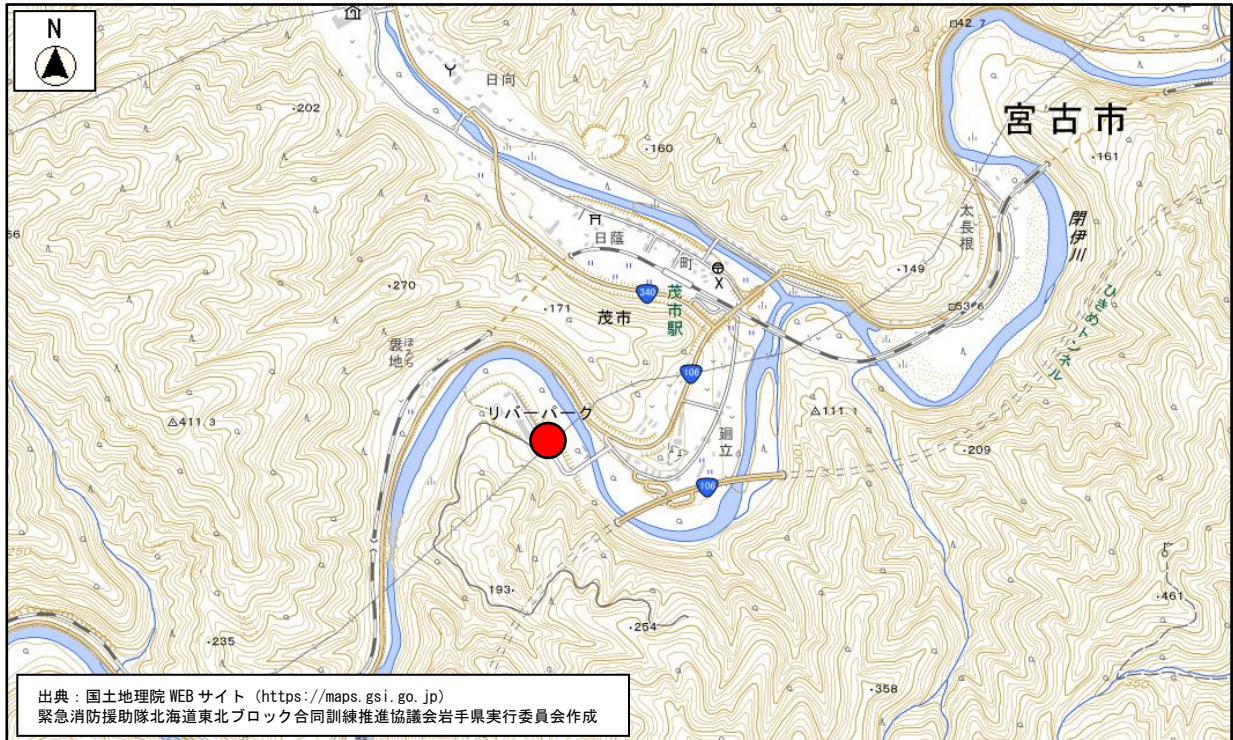
### 部隊運用訓練会場位置図

【11月18日 山田消防署】



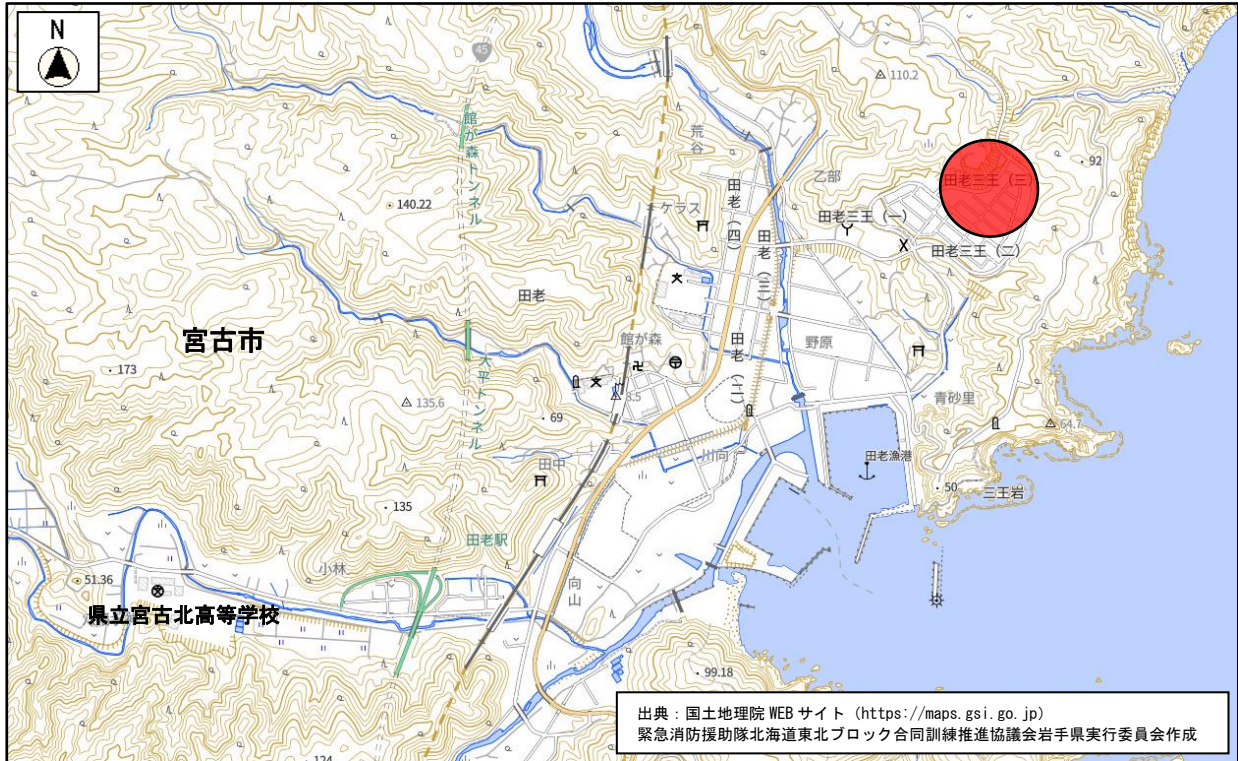
### 部隊運用訓練会場位置図

【11月18日 リバーパークにいさと湯ったり館周辺】



### 部隊運用訓練会場位置図

【11月18日 三王団地】



### 部隊運用訓練会場位置図

【11月18日 田老野球場周辺】





部隊運用訓練会場位置図

【11月19日 宮古港藤原埠頭】

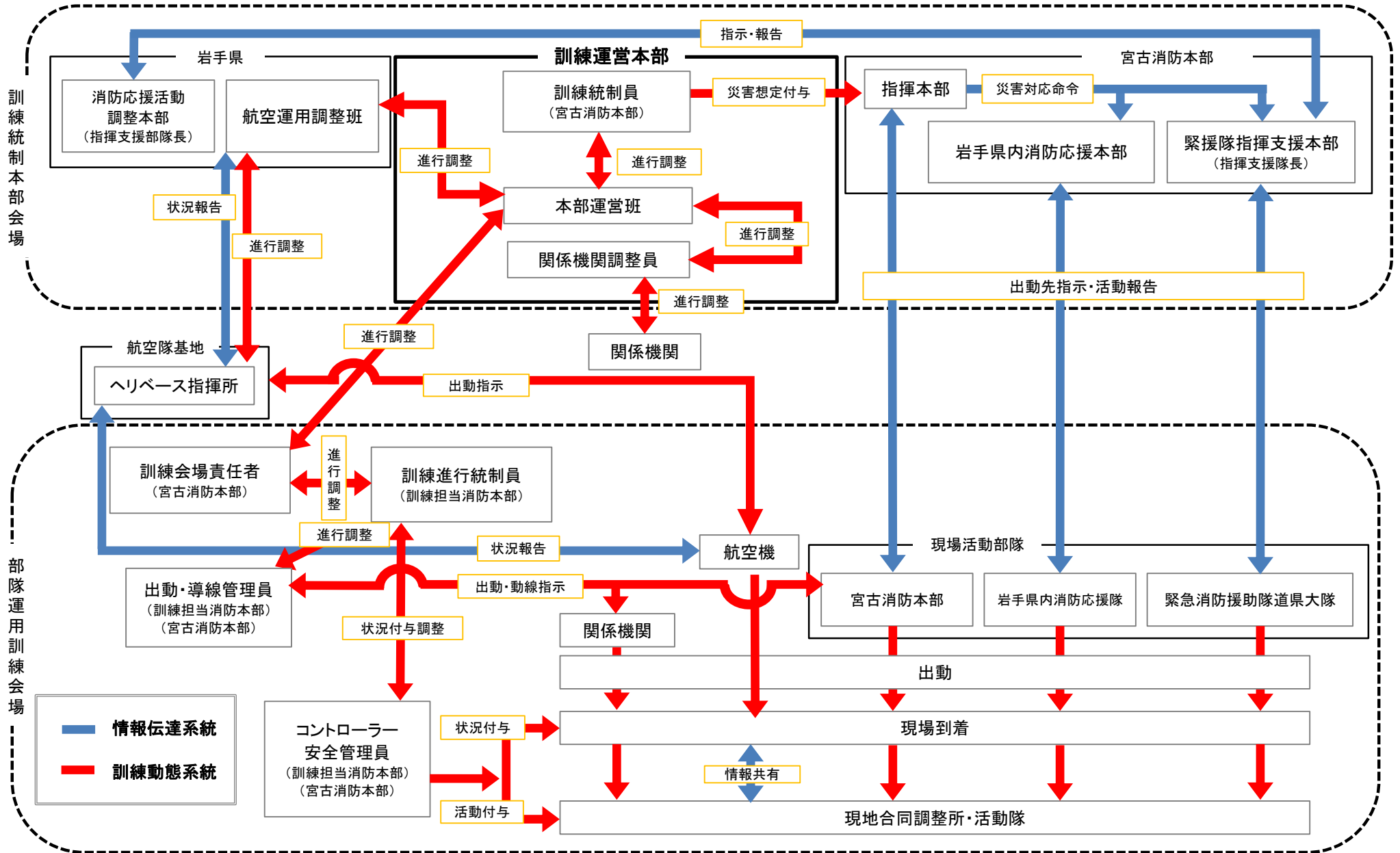


### 部隊運用訓練会場位置図

【11月19日 久慈国家石油備蓄基地】



部隊運用訓練 進行指示及び活動情報伝達フロー



傷病者現示カード

□ - □ - □

(No,1)

氏名	
年齢(外見)	性別
代	
自発呼吸	気道確保にて
呼吸数	
回/分	
橈骨動脈	
従命反応	
その他の所見	
.	
.	
.	

傷病者現示カード

□ - □ - □

(No,2)

**(初期バイタルサイン)**

氏名		
年齢(外見)	性別	
歳		
意識	呼吸数	
	回/分	
脈拍数	血圧	
回/分	/ mmHg	
心電図	SpO2	
	%	
体温	瞳孔	
°C	左: mm( )	右: mm( )
その他の所見		
.		
.		
.		

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酸素投与（処置時間0分）	酸素投与（処置時間0分）	酸素投与（処置時間0分）	気管挿管（処置時間5分）	血糖測定（処置時間1分）	ブドウ糖投与（処置時間2本×2分）	アドレナリン投与（処置時間1分）	静脈路確保（処置時間3分）	静脈路確保（処置時間3分）	静脈路確保（処置時間3分）

○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
酸素投与（処置時間0分）	酸素投与（処置時間0分）	酸素投与（処置時間0分）	気管挿管（処置時間5分）	血糖測定（処置時間1分）	ブドウ糖投与（処置時間2本×2分）	アドレナリン投与（処置時間1分）	静脈路確保（処置時間3分）	静脈路確保（処置時間3分）	静脈路確保（処置時間3分）

### 仮想病院位置図

【11月18日 山田町消防団第4分団屯所】



### 進入・退出経路

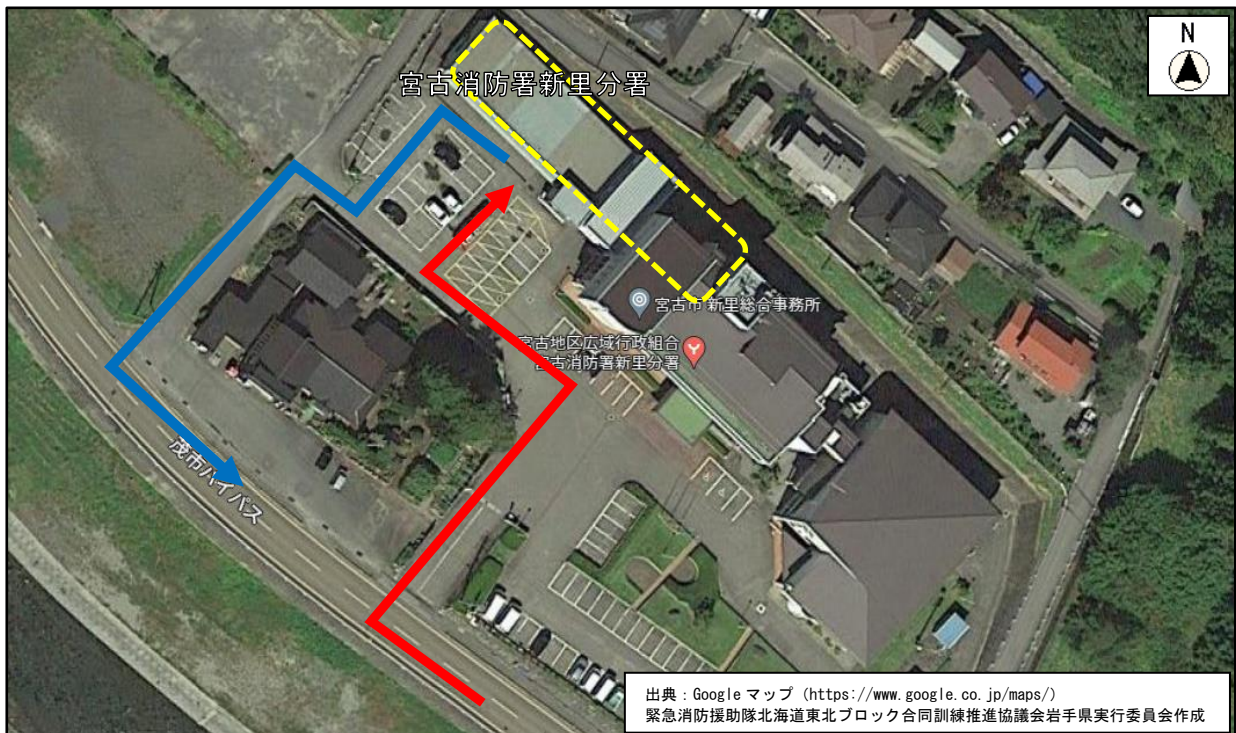


## 仮想病院位置図

【11月18日 宮古消防署新里分署】

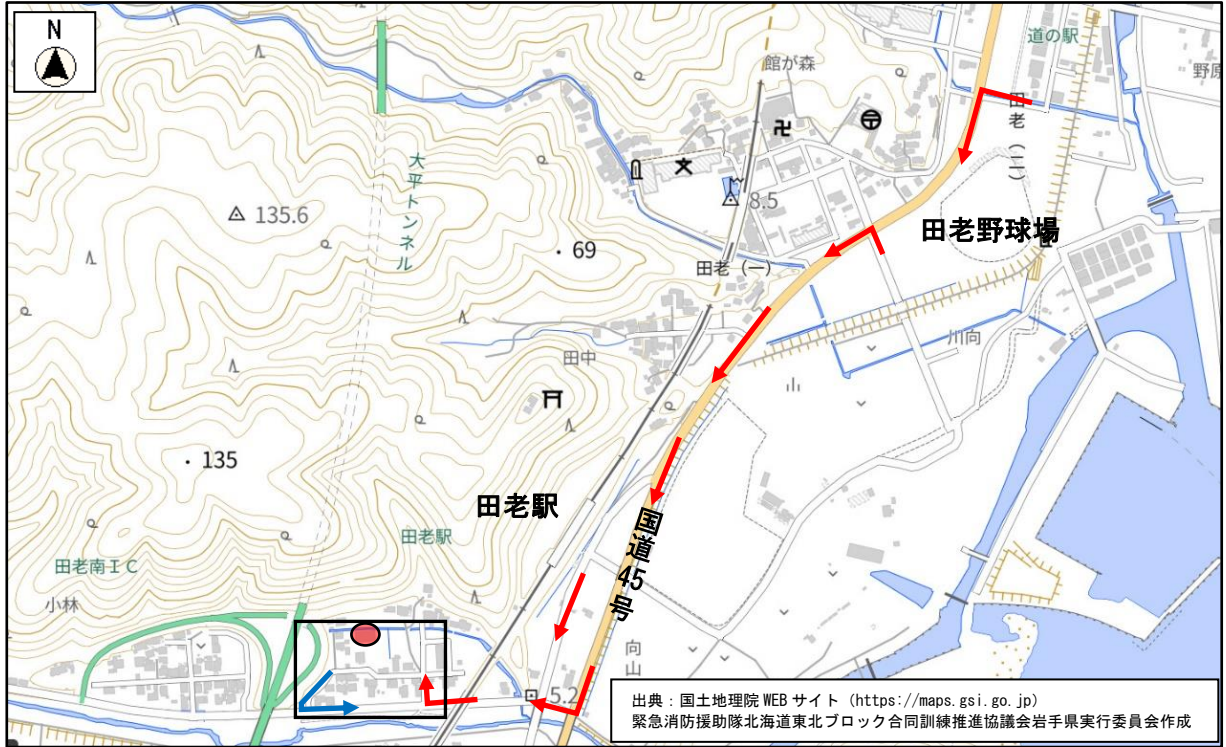


## 進入・退出経路

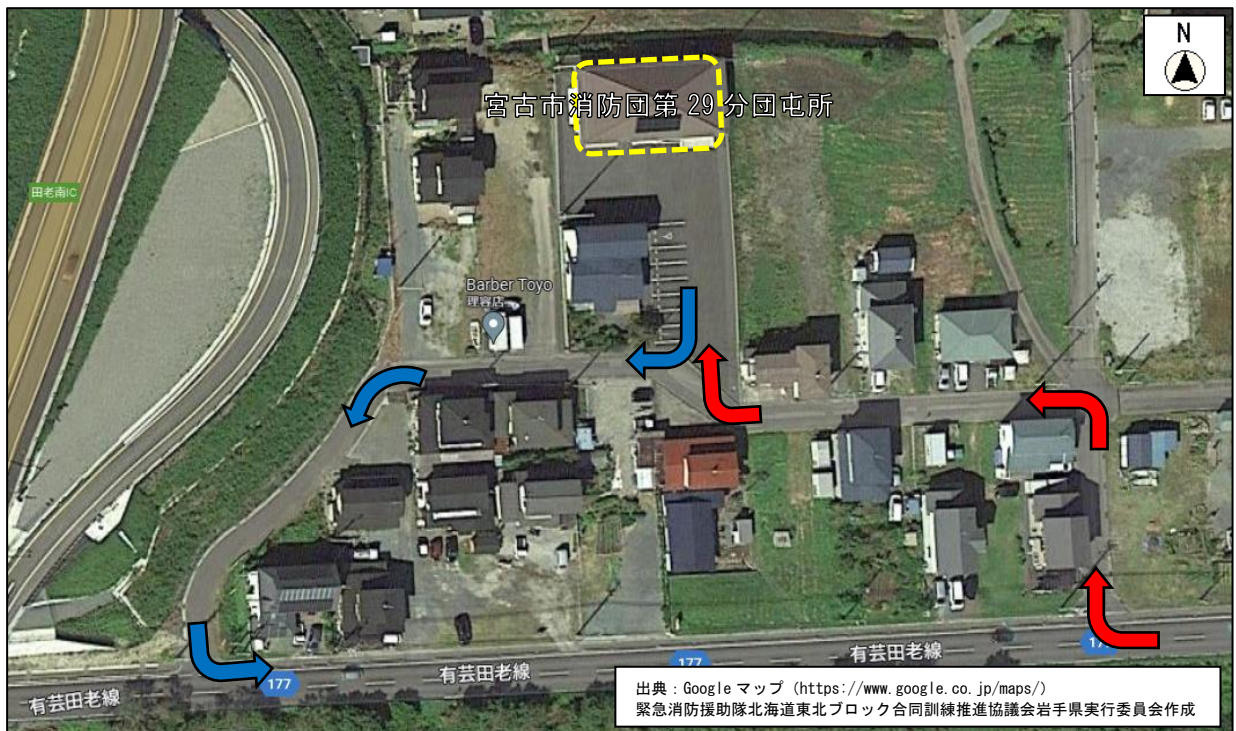


### 仮想病院位置図

【11月18日 宮古市消防団第29分団屯所】



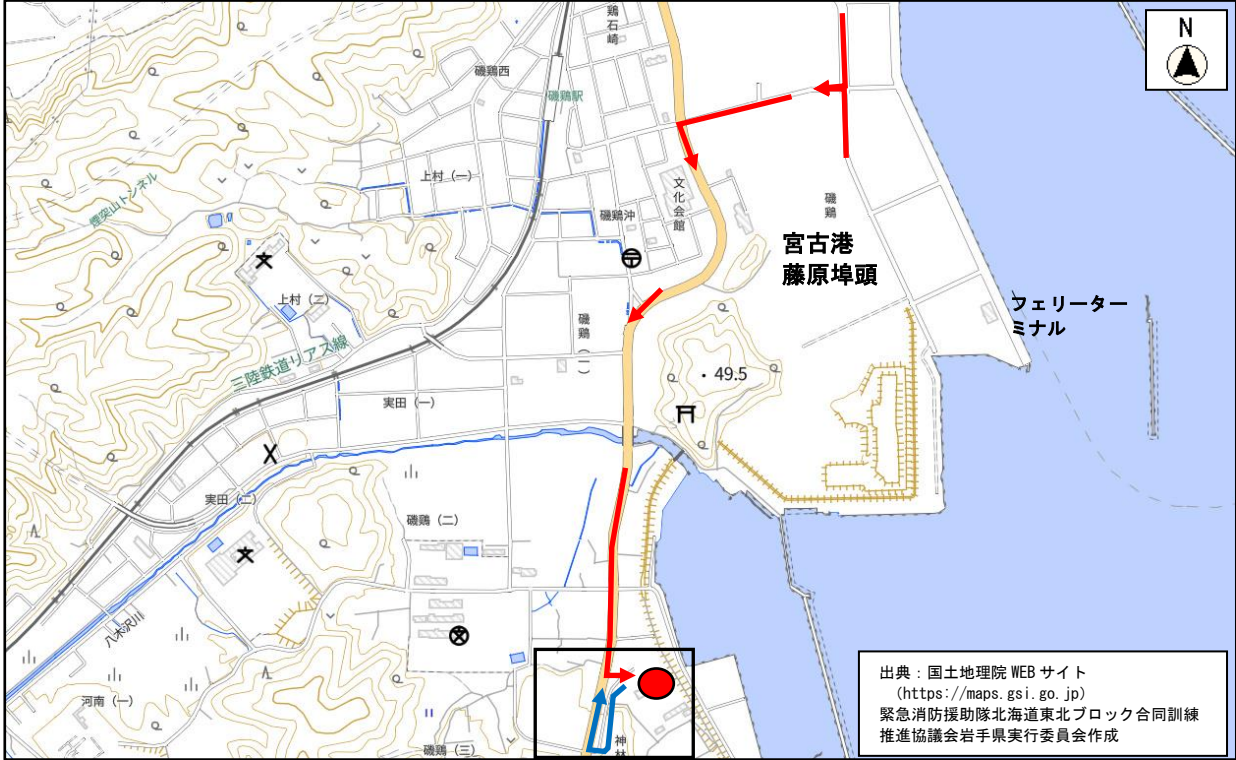
### 進入・退出経路



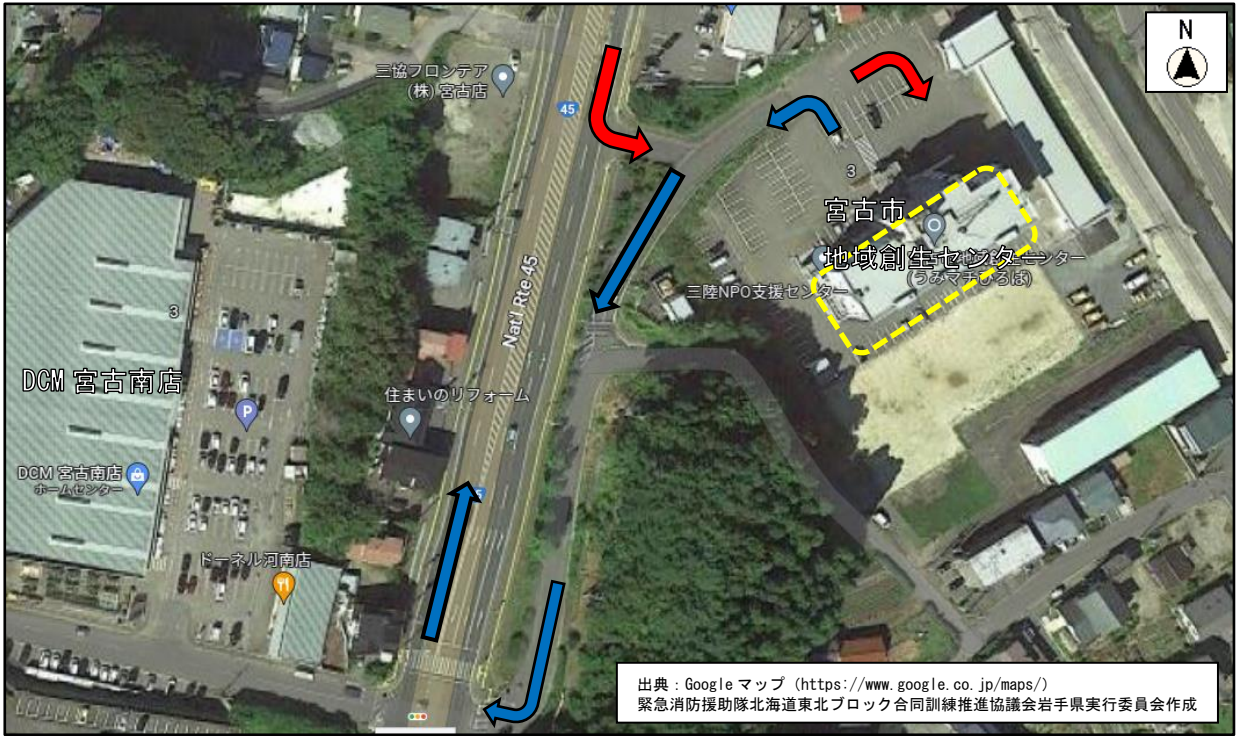


### 仮想病院位置図

【11月19日 宮古市地域創生センター】



### 進入・退出経路



### 待機場所位置図

【11月19日 宮古港藤原埠頭】



### 待機場所位置図

【11月19日 久慈国家石油備蓄基地】



### サイレン吹鳴区間

【11月19日 宮古港藤原埠頭】



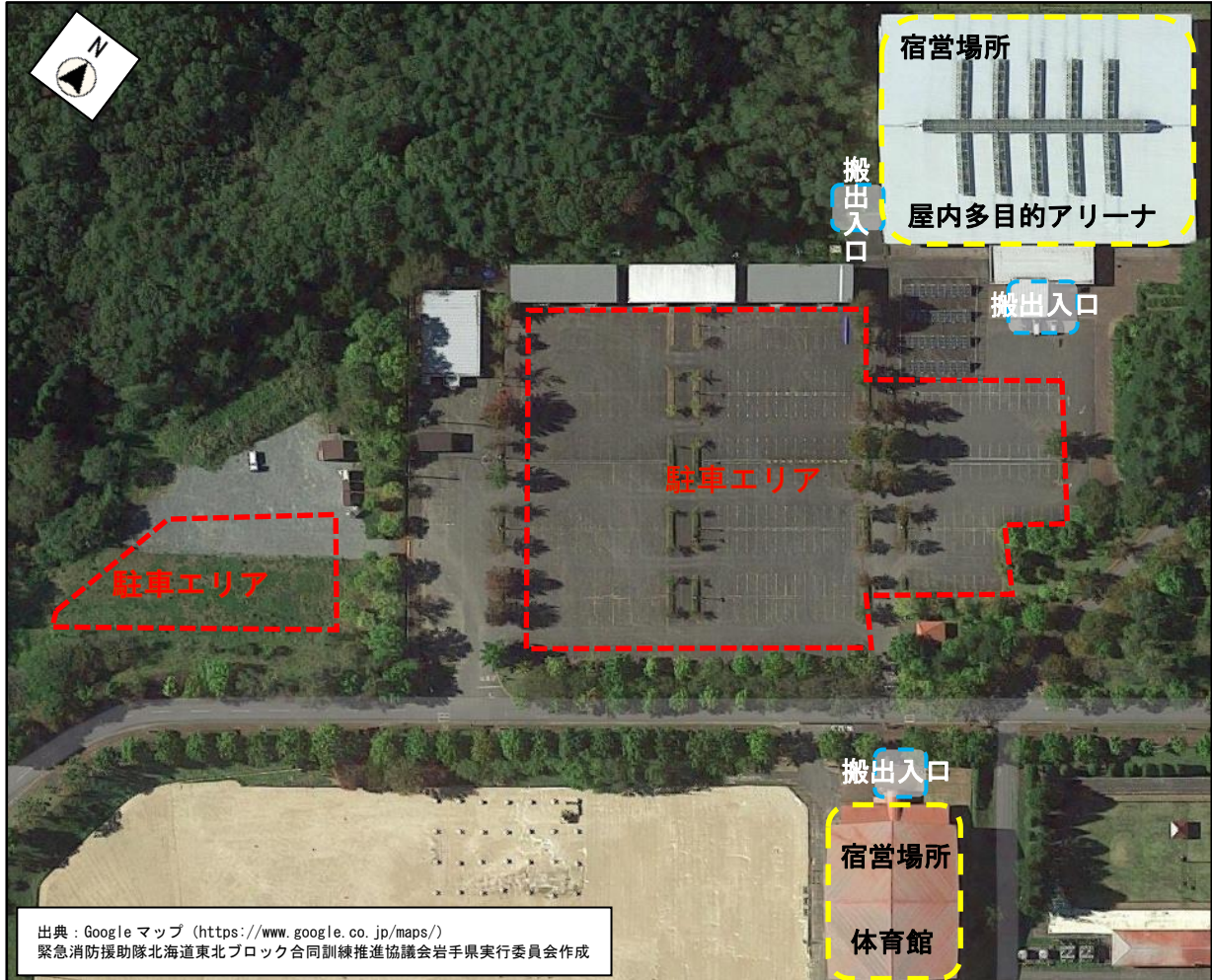
# サイレン吹鳴区間

【11月19日 久慈国家石油備蓄基地】



### 後方支援活動訓練会場位置図

【11月18, 19日 グリーンピア三陸みやこ】



別記様式2(航空小隊を除く)

## 緊急消防援助隊活動報告(日報)

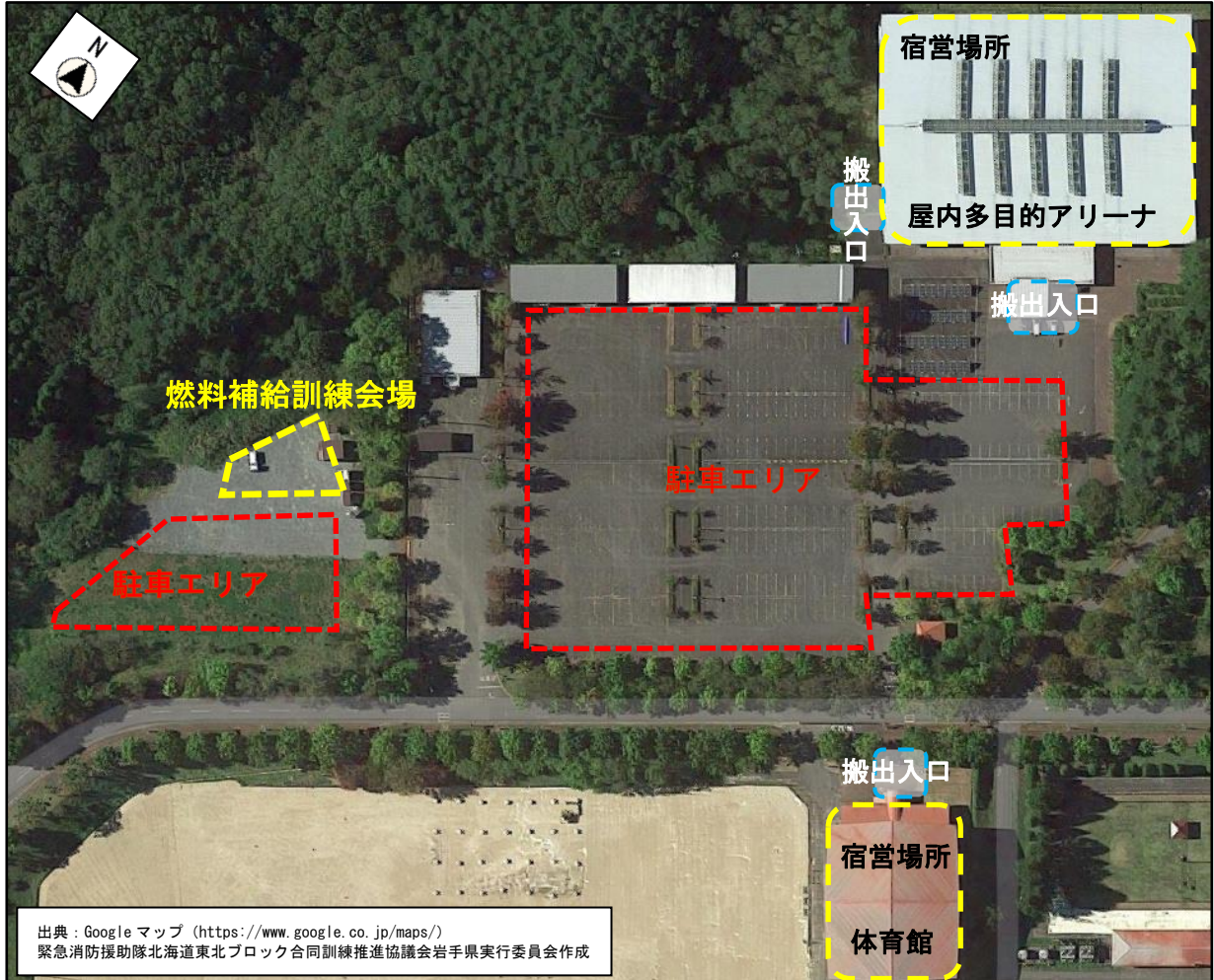
消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	〇〇 年 月 日 ( ) 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	航空小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
				合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
		人	人	人	人	
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

### 燃料補給訓練会場位置図

【11月18日 グリーンピア三陸みやこ】





## 映像配信訓練タイムスケジュール

別添 6

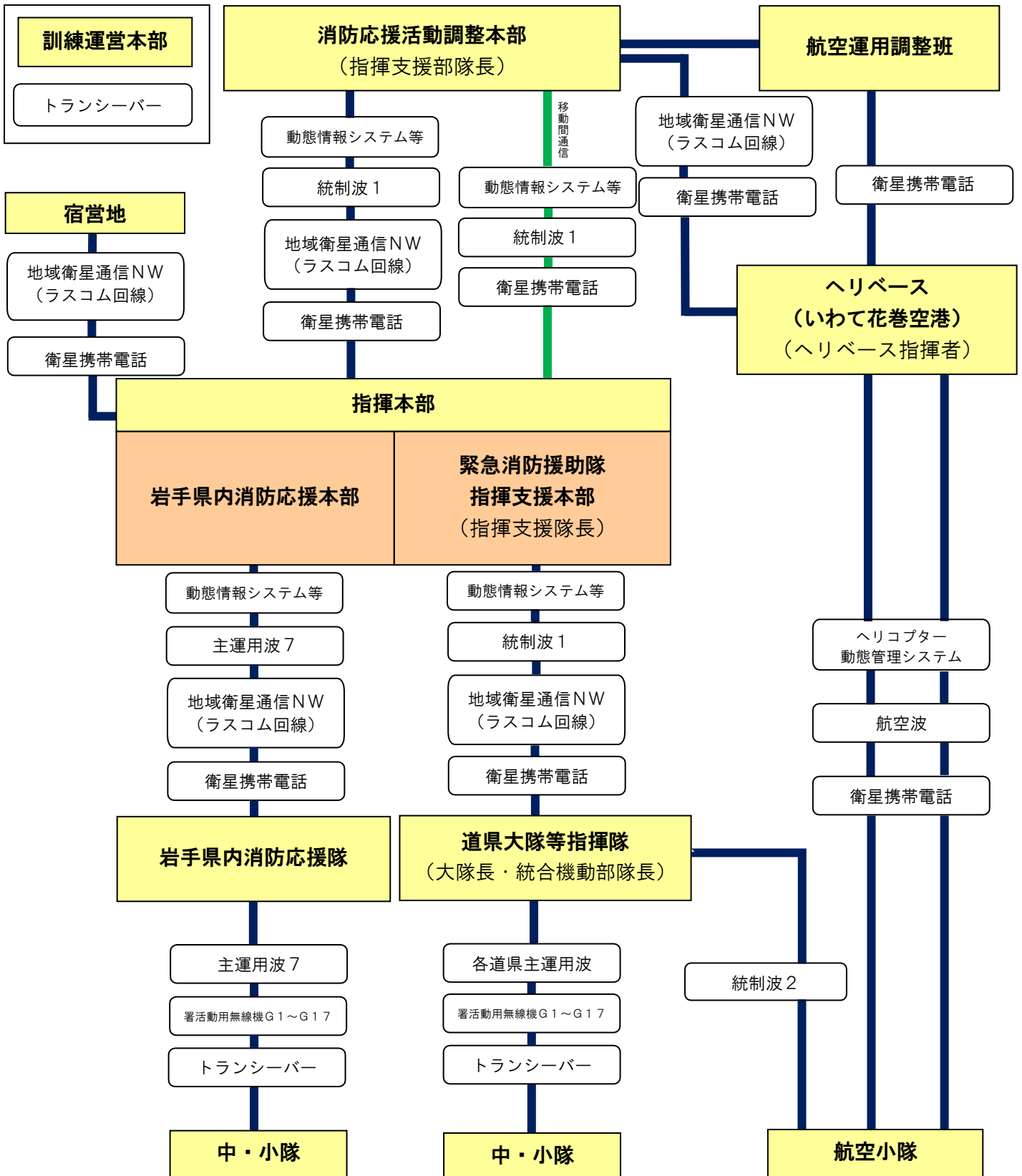
### 11月18日(土)

	11					12					13					14					15					16					17					18					19					20							
	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40
県庁、各自治体 及び各消防機関等											映像受信																																										
仙台市消防局 (無線中継車)											震災対応訓練(船越公園)																																										
																					映像送信4ch																																
旭川市消防本部 (無線中継車)																					震災対応訓練(田老野球場周辺)																																
																					映像送信4ch																																

### 11月19日(日)

	6					7					8					9					10					11					12					13					14					15							
	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40	50	00	10	20	30	40
県庁、各自治体 及び各消防機関等											映像受信																																										
青森地域広域事務組 合消防本部 (可搬型衛星地球局)											震災対応訓練(藤原埠頭)																																										
																					映像送信4ch																																
村上市消防本部 (可搬型衛星地球局)											震災対応訓練(藤原埠頭)																																										
																					映像送信4ch																																

# 通信体制図



※1 ドクターヘリ出動時、岩手県内消防応援隊は統制波 3 を使用すること。  
 ※2 防災ヘリ出動時、防災航空隊は統制波 3 を使用すること。  
 ※3 ドクターヘリ及び防災ヘリ両方が出動している場合は、主運用波 7 及び統制波 3 は使用せず、他の通信手段を考慮すること。

(A-4サイズとする)

副 糸 練

### 来賓駐車場位置図

【11月19日 メイン会場(宮古港藤原埠頭)】



## 訓練後検証票

訓練項目	
訓練担当機関名	
【課題・反省点】	
【課題、反省点に対する改善策、意見等】	
【次年度訓練への要望】	
【その他】	

訓練終了式会場図

【宮古港藤原埠頭】



出典：Google マップ (<https://www.google.co.jp/maps/>)  
緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会岩手県実行委員会作成

訓練終了式隊形図

